

火葬を証する書類の再交付申請書について

1. 提出書類について

<必ず提出していただく書類>

- ・火葬を証する書類の再交付申請書 ※¹
- ・身分証明書（運転免許証等）の写し（確認後再発行書類と一緒に返送します。）

※以下のような場合、追加で書類等が必要になります。ご確認ください。

死亡届出人が申請者と同一人物ではない場合、

→死亡者や届出人と申請者の関係が分かる戸籍(除籍) 謄本 ※²

許可証の受け取りを郵送でご希望の方

→返信用封筒(切手を忘れずに貼付け)

2. その他

申請方法についてご不明な点等ありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

再発行手数料 300 円が発生します。再発行時に納付書をお渡ししますので、ご確認ください、お支払いください。

注)

※¹ 火葬を証する書類の再交付申請書に記載する際、死亡者の本籍地が分からない、死亡年月日が分からない場合等、記載内容が不明の場合は申請者ご本人さんで確認していただくこととなります。

※² 原本の提出をお願いします。

◇お問い合わせ及び申請書提出先◇

656-8686

兵庫県洲本市本町三丁目 4 番 10 号

洲本市市民生活部生活環境課 衛生業務係 船越

0799-22-3321 代表

0799-24-7607 直通